

富士の国やまなし観光振興施設整備補助金
(がんばる地域応援枠)申請に関するQ&A

初版 令和4年5月10日

本資料は、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠)(以下、「本補助金」という。)の申請に関する Q&A をまとめたものであり、随時更新予定です。

目次

1. 補助金申請について.....	2
1-1 第5条第5号に定める「前各号のほか知事が必要と認める書類」とは何か。.....	2
1-2 市町村からの支援が予定されているとは、どのような支援か。.....	2
1-3 市町村からの支援が予定されていることは、どのように証明すればよいのか。.....	2
2. 補助対象経費について.....	2
2-1 事業計画の内容を具体化するため、コンサルタントに委託する経費は対象となるか。.....	2
2-2 観光庁や他の地方公共団体等からも別の補助金を受ける予定だが問題ないか。.....	2
3. 事業計画について.....	2
3-1 観光地再活性化に向けた事業計画は、いつまでに定めた事業計画か。.....	2
3-2 事業計画にはどのような内容を記載すればよいのか。.....	3
4. 検討会について.....	3
4-1 検討会ではどのような内容を検討するのか。.....	3
4-2 検討会はいつ頃開催されるのか。.....	3
4-3 検討会では、申請者は何をすればよいのか。.....	3

1. 補助金申請について

1-1 第5条第5号に定める「前各号のほか知事が必要と認める書類」とは何か。

(答) 観光資源課において、申請内容を確認するにあたって必要とする資料を指します。例えば、要綱第3条に定める「市町村からの支援が予定されている」ことを証する書類です。

1-2 市町村からの支援が予定されているとは、どのような支援か。

(答) 支援とは、令和4年度中に、市町村から地域又は申請者に対して、財政支援など事業計画に対する直接的な支援を指します。具体的には、補助金、交付金、市町村が実施する当該事業計画地域内の公共事業等が挙げられます。

なお、地域又は申請者が支援を受ける市町村の数や、市町村の所在地は問いません。

1-3 市町村からの支援が予定されていることは、どのように証明すればよいのか。

(答) 次の書類の写しを、申請書に添付することで証明してください。

・交付決定通知書、交付申請書(市町村の受理印押印済みのもの)、当該事業計画内において市町村が実施する公共事業の内容が分かる資料

2. 補助対象経費について

2-1 事業計画の内容を具体化するため、コンサルタントに委託する経費は対象となるか。

(答) 要綱第2条第3号 再開発計画の磨き上げ事業に定めるとおり、対象となります。ただし、その場合は、本事業計画の中に、当該磨き上げ事業を行う内容(コンサルタント名、どの部分を具体化するのか等)を記載してください。

2-2 観光庁や他の地方公共団体等からも別の補助金を受ける予定だが問題ないか。

(答) 本補助金を活用する部分が、観光庁や他の地方公共団体の補助対象となっている部分とが明確に区分されており、重複して補助することとならなければ問題ありません。本補助金以外の補助金を活用する場合は、事業計画書において、区分と整備内容が分かるよう記載してください。

3. 事業計画について

3-1 観光地再活性化に向けた事業計画は、いつまでに定めた事業計画か。

(答) 申請日までに策定した事業計画を指します。

3-2 事業計画にはどのような内容を記載すればよいか。

(答) 別に定める「事業計画作成のポイント」を参照してください。

4. 検討会について

4-1 検討会ではどのような内容を検討するのか。

(答) 本補助金交付申請に添付された事業計画の内容を中心に、外部有識者(金融機関、シンクタンク、旅行事業者、景観アドバイザー)等で構成された検討会メンバーから専門的見地に基づく意見を聴取し、補助金を交付することについて適当か否かを検討します。

4-2 検討会はいつ頃開催されるのか。

(答) 令和4年6月中旬を予定しています。スケジュールについては、別途観光文化政策課から御連絡させていただきます。

4-3 検討会では、申請者は何をすればよいのか。

(答) 申請者の方に事業計画の内容をプレゼンテーションしていただき、検討会メンバーからの質疑に回答していただきます。